

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- 秋田県医療計画の変更(二三二・医務薬事課)
- 家畜伝染病を予防するための検査の実施(二三三・畜産課)
- 家畜伝染病を予防するための検査の実施(二三四・畜産課)
- 秋田県観光レクリエーション施設の利用料金(二三五・観光課)
- 不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置の一部改正(二三六・地域振興課)
- 秋田県農業振興対策資金貸付要綱の廃止(二三七・流通経済課)

告示

秋田県告示第二百三十二号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第十項の規定により、秋田県医療計画を変更したので、同条第十三項の規定に基づき、その内容を次のとおり公示する。

なお、変更後の計画書は、健康福祉部医務薬事課及び各健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 計画策定の趣旨

少子化や高齢化の急速な進展、疾病構造の変化、価値観の多様化、科学技術の進歩、国際化の進展など、社会環境の変化の中で、介護保険制度が導入され、また医療法の第四次改正がなされ、医療・保健・福祉をとりまく環境は大きく変化している。

秋田県においては、全国平均を上回る老年人口の増加、出生数の急速な減少に伴

う問題が提起され、県民が安全・安心に暮らすために包括的、継続的及び合理的な医療・保健・福祉の提供体制のより一層の充実が求められている。

このような時代の変化に対応し、健康増進から疾病の予防、診断、治療、リハビリテーション、介護に至る一貫した包括的・継続的な医療の考え方に立ち、県民一人ひとりが、いつでもどこでも必要な医療サービスを受けられる本県の医療体制の将来像を明らかにするため、現行の「秋田県保健医療計画」の見直しを行うとともに、県民の一人ひとりがゆとりと生きがいを持ち、健康で幸せな生活が送れるよう、医療・保健の分野にとどまらず、関連する福祉の分野を広く盛り込み、この「医療保健福祉計画」を策定したものである。

二 計画の重点施策

(一) いつでもどこでも受けられる医療体制づくり

少子・高齢化の急速な進展、疾病構造の変化、医療の高度化・専門化、医療保険財政のひっ迫化など、医療を取り巻く環境は大きく変化している。

このような状況の中で、県民のだれもが、どこでも等しく、身近なところで必要な医療を受けられるためには、限られた医療資源を有効に活用し、地域・バランスのとれた医療提供体制を確立する必要がある。

このため、各医療施設の機能分担をより明らかにし、医療連携を促進するとともに、二次医療圏、三次医療圏における必要な医療機能の計画的な整備に努め、体系的な地域医療提供体制の確立を目指す。

(1) 健康づくりから疾病の早期発見・早期治療、リハビリテーションに至る包括的な医療提供体制の確立を図る。

(2) プライマリ・ケアの確保と促進及び高度で専門的な治療機能の付加と充実に努める。

(3) 医療資源の効率的活用のために、医療施設間の機能分担と連携を推進する。

(4) 地域医療水準の維持向上を図るために、公的医療機関が行っている政策的な医療に対する支援や無医地区などにおける医療の充実を図る。

(5) 県民の医療需要に対応し、地域医療の中心となる病院の整備を推進する。

(6) 県民がいつでも安心して受けられる救急医療体制の充実を図る。

(7) 大規模災害時に備えた医療・保健の確保を図る。

(8) 医薬品のより一層安全な服用を目指した医薬分業と県内で必要とする血液製剤を安定的に提供するための献血を推進する。

(9) 薬物乱用の根絶を期するため、中学生・高校生等の若年層に対する徹底した啓発活動を推進する。

(二) 生涯を通じた健康づくり
県民が健康で生き生きと暮らせる活力ある社会を築くためには、検診等による

疾病の早期発見や治療はもとより、生活習慣を改善することによって、生活習慣病の発症を未然に防止する「一次予防」に重点を置いた対策を推進することが重要となっている。

県民の健康寿命の延伸が図られるよう、生活習慣病予防を中心とした健康づくり事業を進めるとともに、心の健康づくり・自殺予防、歯科保健の普及啓発活動などを展開する。

(1) 地域住民に密着した保健サービスを行うための拠点施設の整備促進、保健所の機能強化など、県民の健康づくりを支える基盤づくりを推進する。

(2) 食生活や運動、飲酒、喫煙などの生活習慣を改善し、がん、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病の発症を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を強力に推進することにより、働き盛りの死亡を減少させるとともに、健康寿命の延伸を目指す。

(3) 心の健康づくりに対する関心を高め、すべての世代にわたる心の健康づくりを推進するとともに、個人の尊厳といのちの大切さを再認識しながら自殺者の減少に努める。

(4) 日ごろから、腸管出血性大腸菌やエイズ・結核などの感染症の発生予防及びまん延防止に重点を置いた対策を推進する。

(三) 高齢者や障害のある人が元気に活躍できる社会づくり
高齢者や障害のある人も含め、県民一人ひとりが、住み慣れた家庭や地域で、生きがいをもって元気に活躍できる環境を整えるとともに、介護を要する状態になっても必要な保健福祉サービスが気軽に受けられ、安心して暮らせる地域社会づくりを目指す。

(1) 高齢化の進展により見込まれる寝たきりや痴呆性疾患の増加に対応した老人保健医療の充実を図るとともに、痴呆・寝たきり予防対策、在宅サービス及び施設サービスの充実を図る。

(2) 住み慣れた家庭や地域で「いつでも」「どこでも」「気軽に」必要な保健福祉サービスを受けられるシステムづくりを目指す。

(3) 多くの元気な高齢者が培った豊富な知識や経験を活かしつつ、積極的な社会参加や仲間づくりなどを通じて地域社会に貢献できる環境を整えるとともに、障害のある人が就労・文化活動・スポーツなどの社会参画を通して、生き生きと活躍できる社会づくりを支援する。

(4) 高齢者や障害のある人を含め、誰もが安心して暮らすことができるよう、建物、道路等のハード面の整備はもとより、情報・心・まちづくりといった多方面にわたるバリアフリー社会づくりに取り組む。

(四) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

次代を担う子どもが心身共に健やかに育つことができるよう、子どもは社会の宝であり、未来を支える力という考えに立ち、社会全体が子育てを支援し、安心して子どもを育てることができ、子育てが喜びとなる社会づくりを進める。

(1) 子どもを健やかに生み育てるため、母と子の健康づくりへの支援に努める。
(2) すべての県民が結婚や子育てに夢を持てる社会づくりを目指す啓発活動や県民運動を展開し、子育て意識の醸成を図る。

(3) 児童虐待やいじめに対する関係機関の連携支援体制を強化するとともに、地域支援ネットワークを構築し、相談体制の充実を図る。

(4) 就労形態が多様化している子育て世帯を支援するため、子育てポランティアの育成や放課後児童健全育成事業、特別保育事業などを促進する。

(五) 健康と福祉を支える人材の育成と確保
少子・高齢化や人口減少に対応して、高齢者を始め県民の暮らしを支える人材の確保と資質の向上に努めるとともに、医療・保健・福祉にわたる施策を推進していくため、幅広い知識や、高度かつ専門的な技術を有する人材の育成・確保に努める。

(1) 医療需要の増大や要介護高齢者の増加に伴う医療・保健・福祉に対するより高度で多様なニーズに対応できる人材の確保・定着と資質の向上に努める。

(2) 医療従事者数の地域格差の是正に努める。

三 計画の期間
平成十四年度を初年度とする五年間の計画とする。
ただし、社会情勢の変化等に対応し、必要があると認められるときは計画期間内であっても弾力的に見直しを行う。

四 計画の性格

(一) この計画は、秋田県における医療、保健及びこれに関連する福祉を提供する体制の基本的方向を明らかにし、本県の医療保健福祉行政推進の目標となるものである。

(二) この計画は、市町村の地域医療保健福祉に関する計画策定や施策推進の指針となるものである。

(三) この計画は、医療、保健及びこれに関連する福祉に携わる関係者・団体を始め県が自主的、積極的な活動を行う上で目安となるものである。

(四) この計画は、医療法第三十条の三に基づく医療計画を含むものであり、同法に基づき県が行う指導勧告等に係る基本方針としての性格を持つものである。

(五) この計画は、県の行政運営上の長期的、総合的な指針である「あきた二十一総合計画」の基に「健康あきた二十一計画」、「お達者あきたサポートプラン」、「秋田二〇一〇チャレンジプラン」、「新あきた二十一子どもプラン」及び「あ

五 きた健やか親子二十一」との整合を図ったものである。

計画の推進

(一) 計画の周知
本計画の推進に当たっては、計画に対する理解と協力を得ることが重要であり、関係者はもとより県民に広く周知する。

推進体制

(二) 併せて、医療・保健・福祉に関する情報を積極的に提供していく。
県レベルでは、秋田県医療審議会、秋田県保健対策協議会、秋田県社会福祉審議会などの場で計画推進のための協議を行い、計画の達成を図る。

地域レベルでは、二次医療圏ごとに設置されている地域保健医療対策協議会の場で計画推進のための協議を行い、計画の達成を図る。

行政の役割

(三) 県においては、計画の進ちよく状況を継続的に把握し、計画の推進に努める。
市町村においては、計画的な地域保健福祉活動の体制づくりと、住民のニーズに適切に対応した地域保健福祉活動の展開が求められる。

本計画を推進するに当たっては、国の施策等に期待するところが多く、本県の保健医療福祉の実情に即した政策及び制度を求めるとともに、県民の健康づくりのための積極的な支援を求めていく。

関係団体の役割

(四) 医療施設においては、施設設備の整備や医療従事者の確保等による医療機能の充実、医療資源の効率的・効果的な活用及び圏域での保健サービス活動への積極的な協力が求められる。

保健・福祉施設においては、医療施設と連携して、県民のニーズに対応した適切なサービスの提供が求められる。

秋田大学医学部においては、高度な医療技術や医学研究とともに地域医療の確保と向上への積極的な対応が求められる。

医療保健福祉従事者養成施設においては、多様化するニーズに対応した資質の高い従事者の養成が求められる。

医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係団体においては、各種医療保健福祉事業への積極的な参加や研修機能の強化が求められる。

健(検)診等の団体においては、一層の機能強化と精度管理の向上、団体間の連携や関係者の研修による質的向上が求められる。

六 秋田県医療計画の各項目

秋田県医療保健福祉計画総論編

第一 基本方針

一 医療計画の経緯

二 計画策定の趣旨

三 計画の重点施策

- (一) いつでもどこでも受けられる医療体制づくり
- (二) 生涯を通じた健康づくり
- (三) 高齢者や障害のある人が元気に活躍できる社会づくり
- (四) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり
- (五) 健康と福祉を支える人材の育成と確保

四 計画の期間

五 計画の性格

第二 保健医療福祉環境の現状

一 人口及び人口動態

- (一) 総人口
- (二) 人口構成
- (三) 出生
- (四) 死亡

二 疾病状況

- (一) 受療率
- (二) 傷病分類別受療率
- (三) 年齢階級別受療率
- (四) 歯科受療率

三 医療保健福祉施設の状態

四 医療保健福祉従事者の状況

五 医療圏と基準病床数

六 医療施設

七 保健関係施設

八 福祉関係施設

九 医療圏の設定

十 一次医療圏

十一 二次医療圏

十二 三次医療圏

十三 基準病床数の設定

秋田県医療保健福祉計画各論編

第一 いつでもどこでも受けられる医療体制づくり

第二 地域医療システムの整備充実

第三 地域医療システムの整備充実

第四 地域医療システムの整備充実

第五 地域医療システムの整備充実

第六 地域医療システムの整備充実

- (一) 医療機関の体制整備
 - プライマリ・ケアの推進
 - 二次医療圏の医療体制
 - 三次医療圏の医療体制
 - 地域医療支援病院の整備
 - 機能を考慮した医療提供体制の整備
- (二) 在宅医療
- (三) へき地医療
- (四) リハビリテーション医療
- (五) 救急医療体制
 - 初期救急
 - 二次救急
 - 三次救急
 - 救急搬送体制
 - 救急知識の普及
 - 災害医療体制
 - 医療の情報化
 - 医療の安全性の向上
- (六) 個別医療対策
- (七) 臓器移植対策
- (八) 難病対策
- (九) 結核対策
- (十) 感染症対策
- (十一) 周産期医療
- (十二) 小児医療
- (十三) 障害のある子どもの療育体制の整備
- (十四) 心の健康づくりと自殺予防対策
- (十五) 精神医療
 - 精神障害者に対する支援
 - 精神科救急医療システム
 - 歯科医療
- (十六) 医薬品の適正使用と献血の推進
- (十七) 医薬分業の推進
- (十八) 薬物乱用防止
- (十九) 血液製剤の供給体制の確立

- 第二 生涯を通じた健康づくり
 - 一 普及啓発の推進
 - 二 推進基盤の整備
 - 保健所の機能強化
 - 地域組織の育成
 - 健康情報の提供
 - 三 市町村保健センターの設置促進
 - 四 地域の健康危機管理体制の整備
 - 五 疾病別保健対策
 - (一) 生活習慣病対策
 - (二) 一次予防対策
 - (三) 二次予防対策
 - (四) 心の健康づくりと自殺予防対策
 - (五) 臓器移植対策
 - (六) 難病対策
 - (七) 結核対策
 - (八) 感染症対策
 - (九) 精神保健対策
 - (十) 精神障害者に対する支援
 - (十一) 精神科救急医療システム
 - (十二) 歯科保健対策
- 第三 高齢者や障害のある人が元気に活躍できる社会づくり
 - 一 高齢者に対する施策
 - (一) 介護保険サービスの充実
 - (二) 施設サービスの充実
 - (三) 居宅サービスの充実
 - (四) 介護予防・生活支援サービスの推進
 - (五) 元気高齢者関連施策の充実
 - 二 障害児(者)に対する施策
 - (一) 障害のある子どもの療育体制の整備
 - (二) 相談体制の充実
 - (三) 在宅生活の支援
 - (四) 施設サービスの充実
 - 三 共に生きるバリアフリー社会づくり

第四 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

- 一 妊娠・出産の環境づくり
 - (一) 妊産婦の健康管理と生涯を通じた女性の健康支援
 - (二) 周産期医療
 - (三) 不妊への支援
 - (四) 子育て意識の醸成
- 二 子どもの健康と子育て支援
 - (一) 小児保健
 - (二) 学校保健
 - (三) 思春期保健
 - (四) 子どもの歯科保健
 - (五) 相談体制の充実
 - (六) 子育てと仕事を両立できるサポート体制、保育サービスの充実

第五 健康と福祉を支える人材の育成と確保

- (一) 医師
- (二) 歯科医師
- (三) 薬剤師
- (四) 保健師
- (五) 助産師
- (六) 看護師及び准看護師
- (七) 理学療法士、作業療法士等
- (八) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (九) 栄養士
- (十) その他の医療保健従事者
- (十一) 訪問介護員(ホームヘルパー)
- (十二) 介護福祉士
- (十三) 介護支援専門員(ケアマネージャー)

第六 計画の推進

- 一 計画の周知
- 二 推進体制
- 三 行政の役割
- 四 関係団体の役割

地域医療保健福祉計画

- 第一 計画の名称
 - (一) 大館・鹿角医療圏地域医療保健福祉計画

第二 計画の構成

- 一 医療圏の概況
 - (一) 地域の状況
 - (二) 医療・保健・福祉の状況
 - (三) いつでもどこでも受けられる医療体制づくり
 - (四) プライマリ・ケアの推進
 - (五) 二次医療の確保
 - (六) 医療機関相互の機能分担、連携
 - (七) へき地保健医療の確保
 - (八) リハビリテーション対策
 - (九) 救急医療体制の確保
 - (十) 医薬分業の推進・処方せんの応需体制
- 二 生涯を通じた健康づくり
 - (一) 健康づくりの普及啓発
 - (二) 生活習慣病対策
 - (三) 難病対策
 - (四) 結核・感染症対策
 - (五) 歯科保健・医療対策
- 三 高齢者や障害者が元気で活躍できる社会づくり
 - (一) 高齢者に対する施策
 - (二) 障害児(者)に対する施策
- 四 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり
 - (一) 妊娠・出産の環境づくり
 - (二) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり
- 五 健康と福祉を支える人材の育成と確保
 - (一) 医療保健福祉従事者の確保と資質の向上

秋田県告示第 二 百 三 十 三 号
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、

監視伝染病の発生を予防するため次のとおり検査を実施するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 実施の目的
牛のブルセラ病、結核病、ヨ―ネ病、馬の伝染性貧血、みつばちの腐蛆病、豚コレラ、オーエスキ―病、豚流行性下痢、豚伝染性胃腸炎及び豚繁殖・呼吸障害症候群の発生を予防するため。
- 二 実施する区域

区 分	区 域
牛のブルセラ病及び結核病の検査	県内全域
牛のヨ―ネ病の検査	秋田市、本荘市、男鹿市、大曲市、鹿角市、小坂町、五城目町、昭和町、飯田川町、天王町、井川町、若美町、大瀧村、河辺町、雄和町、東由利町、神岡町、西仙北町、角館町、六郷町、中仙町
馬の伝染性貧血の検査	県内全域
みつばちの腐蛆病の検査	能代市、男鹿市、大曲市、琴丘町、二ツ井町、八森町、山本町、八竜町、藤里町、峰浜村、五城目町、昭和町、八郎瀧町、天王町、井川町、若美町、大瀧村、神岡町、西仙北町、角館町、六郷町、中仙町、田沢湖町、協和町、西木村、太田町、千畑町、平鹿町
豚コレラ、オーエスキ―病、豚流行性下痢、豚伝染性胃腸炎及び豚繁殖・呼吸障害症候群の検査	県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

区 分	家畜の種類及び範囲
牛のブルセラ病及び結核病の検査	実施する区域で飼育されている乳用牛（生後九十日未満のものを除く。）で管轄する家畜保健衛生所長が発生予防上必要と認めたもの
牛のヨ―ネ病の検査	実施する区域で飼育されている肉用牛（生後十二か月未満のものを除く。）及び管轄する家畜保健衛生所長が発生予防上必要と認めたもの
馬の伝染性貧血の検査	平成十四年四月一日現在において過去五年以内に検査を受けていない馬（生後百八十日未満のもの及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。）
みつばちの腐蛆病の検査	実施する区域で飼育されている蜂群
豚コレラ、オーエスキ―病、豚流行性下痢、豚伝染性胃腸炎及び豚繁殖・呼吸障害症候群の検査	実施する区域で飼育されている豚で管轄する家畜保健衛生所長が発生予防上必要と認めたもの

四 実施期日及び場所

平成十四年四月十日から平成十五年三月三十一日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所とする。

五 検査の方法

- (一) 牛のブルセラ病、結核病、ヨ―ネ病及び馬の伝染性貧血にあつては、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林水産省令第三十五号）別表第一の検査の方法による。
- (二) みつばちの腐蛆病にあつては、農林水産省畜産局長通達（平成十年十月二十二日付け畜A第九百三十七号）「病性鑑定指針」による。
- (三) 豚コレラ、オーエスキ―病、豚流行性下痢、豚伝染性胃腸炎及び豚繁殖・呼吸

障害症候群にあつては、臨床検査及び血清学的検査による。

秋田県告示第二百三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、監視伝染病の発生を予察するため次のとおり検査を実施するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、流行熱、イバラキ病、ブルータング及び家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の発生を予察するため。

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

区 分	家畜の種類及び範囲
牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、流行熱、イバラキ病、及びブルータングの検査	ワクチン未接種の越夏していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が発生予察上必要と認められたもの
家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査	種鶏及びその候補鶏で管轄する家畜保健衛生所長が発生予察上必要と認められたもの

四 実施期日及び場所

平成十四年四月十日から平成十五年三月三十一日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所とする。

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

秋田県告示第二百三十五号

秋田県営観光レクリエーション施設条例（平成四年秋田県条例第三十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり秋田県営観光レクリエーション施設の利用料金を承

認したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

金

秋田県営矢島スポーツ宿泊センターにおける休憩者の浴室を使用する場合の利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
小学校児童及び中学校生徒	一人一日につき	一五〇円
一 般		三〇〇円

秋田県告示第二百三十六号

不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置（昭和五十一年秋田県告示第四百十五号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

「企画振興部地域振興課」を「建設交通部建設管理課」に改める。

秋田県告示第二百三十七号

秋田県農業振興対策資金貸付要綱（平成十年秋田県告示第四百四十二号）は、平成十四年四月一日付けで廃止する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄